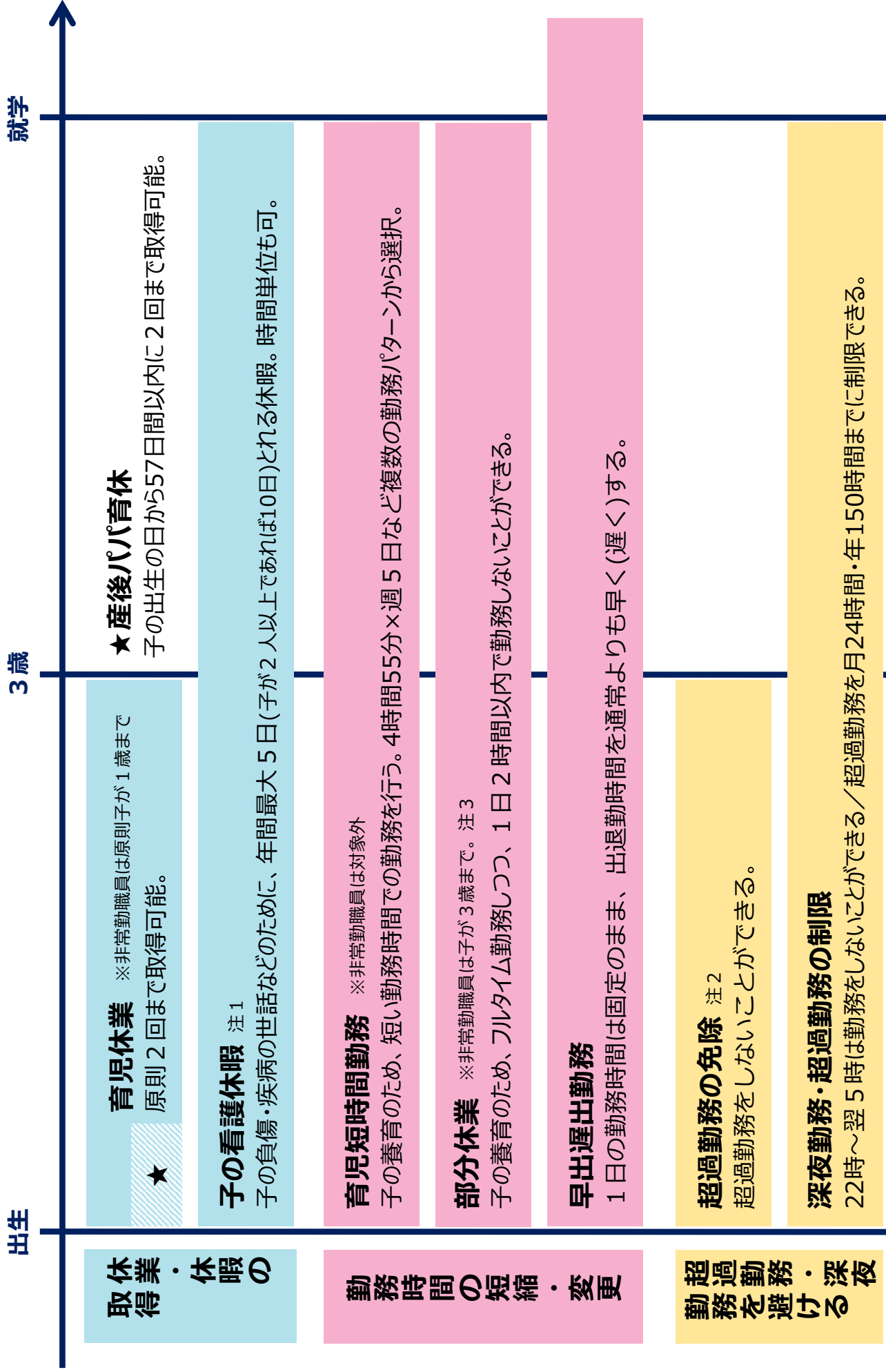


地方公務員の育児と仕事との両立支援制度・
育児短時間勤務制度

地方公務員の育児と仕事との両立支援制度



注1 R7.4.1より、子の行事参加等の場合でも取得可能となり、小学校3年生修了までに拡大される。

注2 R7.4.1より、子が就学するまでに拡大される。

注3 R7.10.1より、非常勤職員についても子が就学するまでに拡大される。

地方公務員の育児短時間勤務制度

- 育児短時間勤務とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、いくつかある勤務形態の中から1つを選択し、希望する日や時間帯に、フルタイム勤務より短い短時間勤務を行うことができる制度。
 - 次の①～④に掲げる勤務の形態及び勤務時間帯等を選択して勤務することができる。
- ※ フレックスタイム制適用職員及び交替制等勤務職員は、①～④に限定されない勤務形態となる。

①週5日、3時間55分勤務

(例)

日	週休日
月	3時間55分
火	3時間55分
水	3時間55分
木	3時間55分
金	3時間55分
土	週休日

②週5日、4時間55分勤務

(例)

日	週休日
月	4時間55分
火	4時間55分
水	4時間55分
木	4時間55分
金	4時間55分
土	週休日

③週3日、7時間45分勤務

(例)

日	週休日
月	7時間45分
火	週休日
水	7時間45分
木	週休日
金	7時間45分
土	週休日

④週3日、うち2日7時間45分、1日3時間55分勤務

(例)

日	週休日
月	7時間45分
火	週休日
水	3時間55分
木	週休日
金	7時間45分
土	週休日